

2-5 納税証明書(法人)の注意点

法人(単独)・コンソーシアム幹事社・コンソーシアム構成員(法人)の必要書類です。

提出にあたっては以下の要件を全て満たしていることをご確認ください。

- ☑ 納税証明書(その1納税額等証明用)又は(その2所得金額用)であること
※(その3)(その4)や領収書等は認められません。
- ☑ 税目が法人税であること ※消費税等は認められません。
- ☑ 直近分であること ※申請時点で取得できる直近分に限りです。
- ☑ 発行元が税務署であること

・ 上記に該当しない項目がある場合、有効な書類と認められません。

※電子納税証明書の場合は、交付請求時にPDF形式にて発行されたフォーマットのみ有効です。

XML形式で発行された納税証明データシート等は認められません。

※連結納税制度を適用している場合、「連結納税の承認の申請書(初葉)」及び「連結納税の承認の申請書(次葉)」の両資料を併せてご提出ください。

The image shows a sample of a Japanese tax certificate (納税証明書) with several red boxes highlighting specific areas and callouts explaining requirements:

- 納税証明書 (その2 所得金額用)** and **納税証明書 (その1 納税額等証明用)** are highlighted in red boxes. A callout points to these boxes: **納税証明書(その1納税額等証明用)又は(その2所得金額用)であること**
- The tax item (税目) is highlighted as **法人税**. A callout points to this: **税目が法人税であること**
※消費税等は認められません。
- The period (年度及び区分) is highlighted as **(自) 令和4年1月1日 (至) 令和4年12月31日 本税**. A callout points to this: **申請時点で取得できる直近分であること**
- The signature area is highlighted with a red box containing the text **税務署長**. A callout points to this: **税務署が発行していること**

The certificate includes the following fields:

| 税目 | 法人税 | 納付すべき税額 申告額 | 更正・決定後の額 | 納付済額 | 未納税額 | 法定納期限等 |
|--------------------------------------|-----|----------------|----------|------|------|--------|
| 年度及び区分 | | | | | | |
| (自) 令和4年1月1日 (至) 令和4年12月31日 本税 | | | | | | 以下 白 |

(備考)
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

徴管(証明) 第 [] 号
上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和 5 年 3 月 5 日
税務署長
財務事務官 []